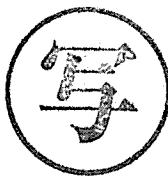


資料 4 9 — 4

信書便約款の設定及び変更の認可について

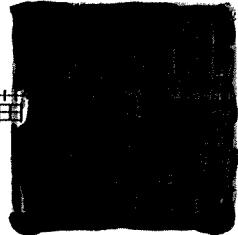
( 詮問第 1146 号 )

諮詢第1146号  
平成29年2月24日



情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 山本 早苗



### 諮詢書

赤帽山梨県軽自動車運送協同組合（代表理事 丹羽 孝徳）ほか2者から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第9号）第33条第1項の規定に基づき、信書便約款の設定の認可申請が、大阪ガスビジネスクリエイト株式会社（代表取締役 乾 俊之）ほか1者から、同項の規定に基づき、信書便約款の変更の認可申請があった。それらの概要は別紙1のとおりである。

これらについて審査した結果は、別紙2-1及び別紙2-2のとおりであり、いずれも同条第2項各号に掲げる基準に適合していると認められる。

よって、同条第1項の規定に基づく認可をすることとしたい。

上記について、同法第38条第2号の規定に基づき諮詢する。

## 信書便約款の設定等の認可申請の概要

### I 信書便約款の設定の認可申請

いずれの申請（※）においても、次の事項が規定されている。

※ 赤帽山梨県軽自動車運送協同組合、M A R U S A(株)及び富士山運輸(株)の3者からの申請。

#### 1 役務の名称及び内容

#### 2 引受けの条件

- (1) 信書便物として差し出すことができない物としての差出禁制品
- (2) 大きさ及び重量の制限
- (3) 送達に適するよう包装し、不適当な場合には、申請者が差出人に必要な包装を要求  
又は差出人の負担により包装
- (4) 宛名は、送り状を外装に貼り付け又は信書便物の表面に記載
- (5) 引受場所は、営業所又はあらかじめ差出人との間で定めた場所
- (6) 引受時の申告・開示請求及びその拒絶時の引受拒絶並びに取扱中の開示請求及び開  
披

#### 3 配達の条件

誤配達の通知受理時に速やかに当該信書便物を引き取り、受取人たるべき者に配達

#### 4 転送及び還付の条件

- (1) 届出から1年以内に限り速やかに転送（転送範囲は提供区域内）を行うこと 等
- (2) 配達ができない場合であって、差出人から還付の指図を受けた場合、約款の規定に  
違反して差し出された信書便物である場合、又は送達中に差出人から還付の指図を受  
けた場合若しくは事故の際の措置として行う場合に還付を行うこと 等

#### 5 送達日数

送り状に記載の配達予定日、配達予定日の記載がない場合には最初の170kmは2  
日、以後170kmごとに1日追加（離島等の場合は相当の日数を経過した日）等

#### 6 料金の收受及び払戻しの方法

- (1) 収受の方法は、引受時、配達時（受取人払い）等
- (2) 払戻しの方法は、差出人への持参等

#### 7 送達責任の始期及び終期

始期は、差し出されたとき。終期は、受取人への引渡し（同居人、管理者等への引渡  
しを含む。）、郵便受箱への投函がされたとき等

#### 8 損害賠償の条件

- (1) 自己又は使用者の無過失を証明しない限り、損害賠償責任を負担
- (2) 天災等による損害、差し出すことができない物に発生した損害等一定の場合には免  
責
- (3) 送り状に記載の責任限度額等を上限として毀損の程度等に応じた額を支払い。ただ  
し、故意又は重過失により生じた場合には一切の損害を賠償
- (4) 損害に関する責任の時効（その損害を知っていたときを除く。）  
受取後1年（毀損については、受取後14日以内に通知が必要）

9 他の信書便事業者と協定等をして信書便物を送達する場合、送達上の責任は、自らが負担

10 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものないこと

## II 信書便約款の変更の認可申請

大阪ガスビジネスクリエイト株(社)ほか1者から、信書便約款の変更の認可申請があった。

(注) 網掛部分が今回変更するもの

申請者	大阪ガスビジネスクリエイト株式会社 (平成27年7月7日許可)	赤帽島根県軽自動車運送協同組合 (平成17年3月1日許可)
1 役務の名称及び内容	○ (1号役務の大きさの変更)	○(1号役務の大きさの変更及び3号役務の料金の引下げ)
2 引受けの条件		
(1) 信書便物として差し出すことができない物として差出禁制品	—	—
(2) 大きさ及び重量の制限	○(1号役務の大きさ及び重量の変更)	○(1号役務及び3号役務の大きさ並びに3号役務の重量の変更)
(3) 送達に適するよう包装し、不適当な場合には、申請者が差出人に必要な包装を要求又は差出人の負担により包装	—	—
(4) 宛名は、送り状を外装に張付け又は信書便物の表面に記載	—	—
(5) 引受けの場所	営業所等 差出人指定の場所 あらかじめ差出人との間で定めた場所	— — —
(6) 引受時の申告・開示請求及びその拒絶時の引受拒絶、取扱中の開示請求及び開披	—	—
3 配達の条件（誤配達の通知受理時に速やかに当該信書便物を引き取り、受取人たるべき者に配達等）	—	—
4 転送及び還付の条件		
(1) 転送は届出から一年以内に限り速やかに転送（転送範囲は提供区域内）等	—	—
(2) 還付する場合として、①配達ができない場合で、差出人から還	—	—

付の指図を受けた場合、②約款の規定に違反して差し出された信書便物である場合、③送達中に差出人から還付の指図を受けた場合又は事故の際の措置として行う場合等		
5 送達日数		
【1号・3号役務】 ① 配達予定日の記載がある場合：当該配達予定日 ② 配達予定日の記載がない場合：最初の170kmは2日、以後170kmごとに+1日(離島等の場合は相当の日数を経過した日)	—	—
【2号役務】差出時から3時間以内	—	—
6 料金の收受及び払戻しの方法		
(1) 収受の方 引受時 配達時(受取人払) 後払 クレジットカード払い 料金回収委託業者の口座への入金	— — — — —	— — — — —
(2) 払戻しの方法 差出人への持参等	—	—
7 送達責任の始期及び終期		
(1) 始期 差し出されたとき	—	—
(2) 終期 受取人への引渡(同居人、管理者等を含む) 郵便受箱等への投函	— —	— —
8 損害賠償の条件		
(1) 自己／使用者の無過失を証明しない限り、損害賠償責任を負担	—	—
(2) 天災等による損害、差し出すことができな	—	—

い物に発生した損害等 一定の場合には免責		
(3) 責任限度額を上限と して毀損の程度等に応 じた額を支払い。ただ し、故意／重過失によ り生じた場合には一切 の損害を賠償	—	—
(4) 損害に関する責任の 時効（その損害を知つ ていたときを除く）は、 受取後1年（毀損につ いては、受取後14日 以内に通知が必要）	—	—
9 特定の者に対し不当 な差別的取扱いをする 規定	なし	なし

## 信書便約款の設定の認可申請の審査結果の概要

信書便約款の設定の認可申請のあった3者について審査した結果の概要は、以下のとおりであり、いずれの申請についても民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「法」という。）第33条第2項各号に掲げる基準に適合していると認められる。

- 1 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の収受に関する事項その他特定信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（法第33条第2項第1号）

条件等	審査概要	適否
役務の名称及び内容	役務の名称及び内容が明確に規定されている。	適
引受け	差し出すことができない物、大きさ・重量の制限、包装の方法、宛名の記載方法及び引受場所が適正かつ明確に規定されており、かつ、引受時の申告及び開示請求の措置が規定されている。	適
配達	誤配達の通知受理時に速やかにその信書便物を引き取り、受取人たるべき者に配達することが規定されている。	適
転送・還付	届出から1年以内に限り転送する等の転送（転送範囲は特定信書便役務の提供区域内）の条件及び保管を開始した日から1年以内に信書便物の交付を請求した場合に還付する等の還付の条件が明確に規定されており、かつ、これらの条件に該当する場合は速やかに転送及び還付を行うことが規定されている。	適
送達日数	送り状に記載した配達予定日に配達する等と規定されており、送達距離に応じた送達日数が明確に規定されている。	適
料金の收受・払戻し	引受時、配達時等における料金の収受の方法及び払戻しの方法が明確に規定されており、かつ、利用者の利便に配慮しているものであると認められる。	適
送達責任	送達責任の始期及び終期が明確に規定されている。	適
損害賠償	損害賠償の条件が明確に規定されており、かつ、消費者契約法（平成12年法律第61号）第8条及び第9条に抵触しないものであると認められる。	適
その他	協定等を締結した場合の送達責任の範囲は、主体ごとに具体的に規定されていることから、当該協定等に係る役務の責任に関する事項が明確に規定されている。	適

- 2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。（法第33条第2項）

第2号)

条件等	審査概要	適否
差別的取扱い	特定の者に対し不当な差別的取扱いをする規定はないことから、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないと認められる。	適

## 信書便約款の変更の認可申請の審査結果の概要

信書便約款の変更の認可申請のあった2者について審査した結果の概要は、以下のとおりであり、いずれの申請についても民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「法」という。）第33条第2項各号に掲げる基準に適合していると認められる。

- 1 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の收受に関する事項その他特定信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（法第33条第2項第1号）

条件等	審査概要	適否
役務の名称及び内容	変更された役務の内容について、明確に規定されている。	適
引受け	変更された大きさ・重量の制限について、適正かつ明確に規定されている。	適
配達	従前と同様であり変更はない。	適
転送・還付	従前と同様であり変更はない。	適
送達日数	従前と同様であり変更はない。	適
料金の收受・払戻し	従前と同様であり変更はない。	適
送達責任	従前と同様であり変更はない。	適
損害賠償	従前と同様であり変更はない。	適
その他	従前と同様であり変更はない。	適

- 2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。（法第33条第2項第2号）

条件等	審査概要	適否
差別的取扱い	特定の者に対し不当な差別的取扱いをする規定はないことから、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないと認められる。	適